

三重県新規就農者育成総合対策（就農準備資金）研修計画審査要領

制定 令和4年6月7日付け農林水第11-176号 三重県農林水産部長通知
改正 令和5年4月3日付け農林水第11-32号 三重県農林水産部長通知

第1条 趣旨

この要領は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「総合対策実施要綱」という。）別記2第7の1又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）別記5第7及び「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について」（令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知。（以下「交付対象者の考え方」という。))に基づき、次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修し、新規就農者育成総合対策（就農準備資金）又は新規就農者確保緊急対策（就農準備支援事業）の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が申請した「研修計画」を審査し、承認するために必要な事項を定める。

第2条 研修計画の申請者

研修計画を申請できる者は、総合対策実施要綱別記2又は緊急対策実施要綱別記5に定める対象者の要件を満たす者とする。

第3条 県が認める研修機関等

総合対策実施要綱別記2第5の1の（1）イ（ア）又は緊急対策実施要綱別記5第5の1の（2）アにより、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認める研修機関等は、新規就農者育成総合対策研修機関等認定要領（令和4年4月1日付け農林水第11-26号三重県農林水産部長通知）に基づき認定された研修機関等とする。

第4条 研修計画の申請

- （1）申請者は、総合対策実施要綱別記2第6の1の（1）又は緊急対策実施要綱別記5第6の1に基づく研修計画（別紙様式第1号）（別紙様式第1号の6の記入は不要）とその添付資料に加え、誓約書（別添9）を三重県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。
- （2）公募期間は、担い手支援課長が別に定める期間とする。

第5条 研修計画の承認基準

知事は、研修計画が総合対策実施要綱別記2第5の1の（1）又は緊急対策実施要綱別

記5第5の1に掲げる要件及び「交付対象者の考え方」を満たした場合に、予算の範囲内で承認する。

第6条 補助金交付検討委員会の設置

- (1) 総合対策実施要綱別記2第7の1の(1)又は緊急対策実施要綱別記5第7の1に基づき、交付の決定にあたっての参考とするため、「三重県新規就農者育成総合対策補助金交付検討委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。
- (2) 委員会は、原則として構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- (3) 委員会の協議事項は、次のとおりとする。
 - ・新規就農者育成総合対策(就農準備資金)又は新規就農者確保緊急対策(就農準備支援事業)の交付にかかる研修計画に関する事項
 - ・新規就農者育成総合対策(就農準備資金)又は新規就農者確保緊急対策(就農準備支援事業)の配分に関する事項
 - ・その他必要な事項

第7条 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

三重県農林水産部担い手支援課	課長
三重県農業大学校	副校長
三重県中央農業改良普及センター	副所長
公益財団法人三重県農林水産支援センター	総務・担い手支援課長
一般社団法人三重県農業会議	事務局長
三重県農業協同組合中央会	企画総務部長
みえ農業法人会	会長

三重県農林水産部担い手支援課長以外の委員については、委任による代理出席を認めるものとする。また、必要に応じて、構成員以外の者の参加を求めて、意見を聴くことができるものとする。

第8条 委員会の運営

- (1) 委員会の議長は、三重県農林水産部担い手支援課長がこれにあたる。担い手支援課長が欠席するときは、委員のうちで、指名された者がこれにあたる。
- (2) 委員会は、協議を行ううえで必要と認める場合には、申請者に対して、説明を求めることができる。
- (3) 委員会の運営に関して、その他必要な事項は議長が定める。
- (4) 委員会の庶務は、農林水産部担い手支援課において行う。

第 9 条 審査結果の通知

知事は、審査の結果を申請者に通知する。

第 10 条 研修計画の変更の承認

研修計画の変更申請があった場合は、総合対策実施要綱別記 2 第 7 の 1 の (2) 又は緊急対策実施要綱別記 5 第 7 の 2 に基づき、承認する。

第 11 条 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた場合は、総合対策実施要綱別記 2 第 7 の 1 の (5) 又は緊急対策実施要綱別記 5 第 7 の 5 に基づき、承認する。

第 12 条 雑則

規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則 この要領は、令和 4 年 6 月 7 日から施行する。

附 則 この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。